六一　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二六　四　24　一二

六二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二六　38　二一　24　一二

六三　返納を命じた旅券を無効とする件　二七　二　24　一二

六四　シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　二　24　一二

一　海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針を変更した件　二一　35　三　24　一〇

○財務省

二九　独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件等を廃止する件　五　七　24　一二

○外務省、文部科学省

三〇―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　24　一二

三一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　24　一二

三二―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　24　一二

三三　東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件　七　三

三四五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　27　一

四六四八―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　27　八

四九五一―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　27　一〇

五二　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　一二　28　一　一四　30　三九

五三　中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　一四　30　三九

五四　政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件　二六　四

五五　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件　二七　二

五六　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二七　三

五七　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　三

五八　平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　三

五九　平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　三

六〇　関税暫定措置法別表第一の六第二〇項に係る物品についての平成二十五年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　二八　三

六一　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二八　三

六二　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二八　三

六三　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二八　三

六四　登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件の一部を改正する件　二八　三

六五六七―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　40　六四

六八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二八　40　六六

○財務省、農林水産省

二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三

三　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

四　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　四